

防官文第3533号
27. 3. 26
一部改正 防官文第10158号
30. 6. 25

各 局 長
施設等機関の長
各 幕 僚 長
情 報 本 部 長 殿
防 衛 監 察 監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

大臣官房長
(公印省略)

防衛省における環境への取組について（通知）

標記について、防衛省では、従前から政府の一員として、また事業者の立場としても、環境法令を遵守し、環境保全の徹底や環境負荷の低減に努めてきたところであるが、今日直面している環境問題は、地球温暖化、生物多様性の喪失、有害化学物質汚染等に見られるように、空間的にも時間的にも広がりを持つ深刻な問題であり、社会の構成員たる全ての主体が環境保全に向けて行動することが常に求められているものである。

政府は、こうした環境問題を解決し、持続可能な社会を構築するため、環境基本法（平成5年法律第91号）、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）等の基本法において基本理念及び基本原則を示すとともに、各基本法に基づき、環境基本計画、生物多様性国家戦略、循環型社会形成推進基本計画等の総合的かつ計画的な基本計画を策定したところである。

防衛省としても、更なる環境への取組の推進を図ることは重要な課題であることから、改めて環境保全の重要性を認識し、防衛省における所掌事務を遂行するに当たっては、前記の基本計画に示された政府全体の取組に十分留意しつつ、各々の所掌事務に適切に反映されるよう努められたい。

添付書類：別紙

各基本計画における主な取組

1. 環境基本計画

- (1) 気候変動対策
- (2) 循環型社会の形成
- (3) 生物多様性の確保・自然共生
- (4) 環境リスクの管理
- (5) 各種施策の基盤となる施策
- (6) 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

2. 生物多様性国家戦略

- (1) 重要地域の保全や自然再生による地域の生物多様性の保全
- (2) 野生生物の適切な保護管理等による種の多様性の保全
- (3) 外来生物等による生態系の攪乱による被害の防止
- (4) 国際的取組の推進
- (5) 情報整備・技術開発の推進

3. 循環型社会形成推進基本計画

- (1) 持続可能な社会づくりとの統合的取組
- (2) 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
- (3) ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- (4) 適正処理の更なる推進と環境再生
- (5) 万全な災害廃棄物処理体制の構築
- (6) 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
- (7) 循環分野における基盤整備